令和８年 10 月
東　京　税　関

各　　位

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する
具体的取扱いについて

「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（令和８年政令第 224 号）の施行に伴い、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板で中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）、台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「特定国等」という）を原産地とするもの又は特定国等から本邦へ輸出されたものに対しては、令和８年７月９日から暫定的な不当廉売関税が課されています。

今般､「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（令和８年政令第 340 号）が公布され、下記のとおりに不当廉売関税が賦課されることになりましたのでお知らせします。

記

１．対象貨物

関税定率法の別表第７２１９．３１号から第７２１９・９０号まで並びに第７２２０．２０号及び第７２２０．９０号に掲げる物品のうち、次のいずれにも該当するもの。

イ．　ニッケルの含有量が全重量の０．６パーセントを超えるもの

ロ．　冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの及び次に掲げる加工したものを除く。）

⑴ 長方形（正方形を除く。）のものであって、側面以外の全面に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの

⑵ 長方形（正方形を除く。）以外のものであって、側面以外の全面又は外周に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの

２．対象国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）（以下「中国」という）

台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という）

３．税率

対象国等	税率
中国を原産地とするもの又は中国から本邦へ輸出されたもの	４２．１％
台湾を原産地とするもの又は台湾から本邦へ輸出されたもの	２０．１％

中国、台湾を原産地とするもの又は中国、台湾から本邦に輸出されたもので下記生産者により生産されたもの	下記税率
グァンドン・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド（GUAGDONG YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO.,LTD.）	２７．７％
シャンシー・タイガン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド（SHAN XI TAIGANG STAINLESS STEEL CO.,LTD.）	２７．７％
シャンハイ・スタル・プレシジョン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド（SHANGHAI STAL PRECISION STAINLESS STEEL CO.,LTD.）	２７．７％
ジャンスー・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド（JIANGSU YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO.,LTD.）	２７．７％
ニンボー・バオシン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド（NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO.,LTD.）	２７．７％
イエ・ユナイテッド・スチール・コーポレーション（YIEH UNITED STEEL CORPORATION）	３．６％
ジエ・ジン・ステンレス・スチール・インダストリー・カンパニー・リミテッド（JIE JIN STAINLESS STEEL INDUSTRY CO.,LTD.）	３．６％
タイワン・ニッポン・プレシジョン・ストリップ・マテリアル・カンパニー・リミテッド（TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO.,LTD.）	３．６％
タン・エン・アイアン・ワークス・カンパニー・リミテッド（TANG ENG IRON WORKS CO.,LTD.）	３．６％
トン・ムン・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド（TUNG MUNG DEVELOPMENT CO.,LTD.）	３．６％
ユアン・ロン・ステンレス・スチール・コーポレーション（YUAN LONG STAINLESS STEEL CORP.）	３．６％

３．期間

令和８年 10 月 31 日から令和 13 年 10 月 30 日まで

４．システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産等	Ｓ０１３００１
政令で定められた生産者により生産されたもの	Ｓ０１３００２
台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産等	Ｓ０１３００３
政令で定められた生産者により生産されたもの	Ｓ０１３００４

※産等には、同国及び同地域から本邦に輸出されたものを含む

【問合せ先】
業務部
通関総括第１部門（手続関係）
電話：03-3599-6337
首席原産地調査官（原産地認定関係）
電話：03-3599-6527